

北海道告示第 10893 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 4 月 3 日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 12 月 2 日

北海道知事 高橋はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

函館昭和タウンプラザ
函館市昭和 1 丁目 401-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 本多貞直
札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ベスト電器	代表取締役 小野浩司	福岡県福岡市博多区 千代 6 丁目 2-33
株式会社ホクレン商事	代表取締役 松浦祥文	札幌市北区北 7 条西 1 丁目 2-6
ゼビオ株式会社	代表取締役 諸橋友良	福島県郡山市朝日 3 丁目 7-35
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1-21
有限会社みつば調剤	代表取締役 菅原優子	札幌市白石区北郷 3 条 8 丁目 5-27
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井正	山口県山口市佐山 717 - 1

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更のあったもの
株式会社ベスト電器	代表取締役 小野浩司	福岡県福岡市博多区千代6丁目2-33	
株式会社ホクレン商事	代表取締役 松浦祥文	北海道札幌市北区北7条西1丁目2-6	
ゼビオ株式会社	代表取締役 諸橋友良	福島県郡山市朝日3丁目7-35	
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽順	札幌市東区北24条東20丁目1-21	
コアファルマ株式会社	代表取締役 木村弘之	札幌市北区北32条西5丁目1-23 ビアンノース1階	①
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井正	山口県山口市佐山717-1	

(4) 変更の年月日

上記1(3)①平成28年10月1日

(5) 変更する理由

上記1(3)①合併による商号及び代表者並びに住所の変更

2 届出年月日 平成28年11月18日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年12月2日(金)から平成29年4月3日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで